

主任介護支援専門員更新研修Q & A

[令和4年4月1日現在]

| 該当要件 | Q・A | 内 容 |
|----------------|-----|---|
| 共通要件 に関する質問 | ① | Q 令和4年度の受講可能者は、何時の介護支援専門員研修または主任介護支援更新研修修了者でしょうか A 主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者で修了期限が主任介護支援専門員資格の期限内であることが必要。 令和4年度の受講可能者は、以下のとおりです。 (受講可能者・受講決定優先順位) ・平成29年度に主任介護支援専門員の資格を取得された方、又は主任介護支援専門員更新研修を修了された方 ・平成30年度に主任介護支援専門員の資格を取得された方、又は主任介護支援専門員更新研修を修了された方 ・令和元年度に主任介護支援専門員の資格を取得された方、又は主任介護支援専門員更新研修を修了された方 |
| | | Q 介護支援専門員証の有効期間満了後であっても、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間内であれば研修を受講できますか A 受講できません 介護支援専門員証の有効期間が満了した場合は、主任介護支援専門員資格も喪失されます 主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間満了日までに介護支援専門員証の有効期間が満了する方は、介護支援専門員更新研修を受講し一度、専門員証を更新して下さい |
| | ② | Q 提出事例は他の介護支援専門員に対する指導・支援の事例でなければならないか A 受講者による介護支援専門員の指導・支援の実践事例の提出が条件です。自分自身の事例は不可です |
| | | Q 一人ケアマネの場合は指導・支援の事例提出が極めて困難であるがどうしたら良いか A 地域において活動の機会を得ていただくなど、色々な機会に指導の場を見つけて下さい。地域包括支援センターにも相談されることをお勧めします。 |
| | ① | Q 実務研修の研修実施機関として実習生を受け入れ指導を行った場合は受講条件に該当するか。 該当する場合、受け入れ回数はどの期間に何回行えばよいか A 該当します。「介護支援専門員に係る研修の講師経験者」に該当します 研修実施機関である愛知県社会福祉協議会発行の第5号様式「実績証明書」(写し)の提出が必要になります 前回受講した研修の修了年度から受講申込日の前日までに1回数以上です |
| | | Q 研修企画、講師・ファシリテーターの経験で介護支援専門員向け研修とあるが介護支援専門員限定でないといけないか A 受講対象者を介護支援専門員のみに限定するものではありません。 介護支援専門員を含めた介護・相談職全般の研修等も対象となります |
| | | Q 介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の要件となっている国家資格はどのような資格ですか(個別要件②にも該当) A 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護士、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士(含管理栄養士)、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士 |
| | | Q 研修企画、講師・ファシリテーターの経験の算定できる期間はどのような範囲ですか A 対象期間は前回の主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修修了年度の翌年度から受講申込日の前日迄です |
| | | Q ファシリテーターとはどのような役割が該当しますか A 研修実施機関から依頼を受け、研修時に講師と共に受講者へ指導・助言を行う等により、研修の進行を推進する者をいいます 受付や進行の司会者は該当しません。研修主催者からの「講師依頼状」が必須です。 |
| | | Q 個人で開催する研修はどのようにしたら該当しますか A 主任介護支援専門員個人が実施する場合は、事前登録制となっていますので、予め事前に研修実施者本人及び研修内容の判る書類(シラバス等)提出し、登録されたものが、該当となります。 |
| | | Q 介護支援専門員に係る研修の企画とはどのような役割が該当しますか A 年間を通じて、介護支援専門員に係る研修の企画担当者(研修委員や役員としての参画等)として、企画から開催まで主に関わった場合を指します 企画業務への関わりが薄い場合(講師依頼、会場予約、研修案内作成、受講者管理等事務への関わりのみ)は該当しません |
| | | Q 同一法人内の研修は該当しますか A 該当しません。 研修受講対象者に他法人などの受講者が含まれておれば該当します |
| | | Q 法定外の対象となる研修を探すにはどのような方法がありますか A 受講要件記載の実施機関ホームページの検索をまずお勧めします 県下市町村のホームページにも掲載されているところもあります 当振興会でも、年間10件程度は開催を予定しておりますので、ホームページをこまめに確認しておかれるこをお勧めします |
| | ② | Q 対象となる研修の内容は A 介護支援専門員向けの法定外の研修で、内容が介護支援専門員の資質向上に資するもので、3時間以上であること 法定研修[介護支援専門員実務研修、更新研修(専門Ⅰ、専門Ⅱ)、再研修、主任介護支援専門員研修等]以外の研修で介護支援専門員として必要とされる専門知識・技術を習得するための研修等をいいます。パソコン教室、英会話教室等は該当しません |
| | | Q 「法定外の研修に年4回以上参加した者」とありますが、令和4年度の受講の場合の年4回以上とはどの期間に何回以上となりますかになりますか A 1. 平成29年度主任介護支援専門員研修修了者 平成30年度から令和3年度の通算で14回以上(年度平均で4回以上、必ずしも年度毎に4回でなくても良い) 2. 平成30年度主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修修了者 平成31年度から令和3年度の通算で10回以上(年度平均で4回以上、必ずしも年度毎に4回でなくても良い) 3. 令和元年度主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修修了者 令和2年度から令和3年度の通算で6回以上(年度平均で4回以上、必ずしも年度毎に4回でなくても良い) |
| | | ※ 新型コロナウイルス感染症対策から令和2年度については、特例で年2回で良いこととなっております |
| | | 年度とは、4月から翌年の3月までのことです |
| 個別要件 に関する質問 | | |

| | |
|---|---|
| | <p>Q 研修の回数はどのように数えたら良いですか</p> |
| ② | <p>A 1つの研修として算定できる時間の目途は、3時間以上の研修であること(妥当な休憩時間を含む) 複数回の研修時間を加算して3時間以上で1回の研修とする考え方はありません 複数日に亘る研修については以下のとおりです ・[平成29年度までに開催された研修] 複数日に関係なく1回として算定する。 ・[平成30年度以降に開催される研修] 1日が3時間以上で且つカリキュラムの内容が毎日単元別に分かれている場合に算定することを認めた場合は、複数回として算定することを可能とします。 例えば、「認知症」の研修が2日間に亘り実施された場合、1日目は「基礎知識(症状や薬の知識等の講義)」で2日目が「事例検討」の様な場合が考えられる 午前中に3時間、午後3時間と異なる研修を受講した場合は2回として算定可能です</p> |
| | <p>Q 他府県の研修は対象となるか</p> |
| | <p>A 愛知県の条件に合致していれば対象となります</p> |
| | <p>Q 研修が受講条件に合致したものであるかどうか不明な場合や予め事前に可否を明らかにしたい場合はどうすれば良いか</p> |
| | <p>A 以下の方法で問合せ・確認して下さい (1)受講者の場合 ①法定外研修実施機関が事前登録制を採用していない場合 研修内容が判る資料(案内状、募集要項、カリキュラム等)を当振興会へファックス等で送付のうえ照会し是非を確認する 受講申し込みの際には、前記資料を申込書に添付する ②法定外研修実施機関が事前登録制を採用している場合 「修了証」などに受講要件に該当する旨の表示があることを確認し、修了証の写しを添付して申込みする (2)法定外研修実施機関の場合 研修実施前に研修内容が判る資料(案内状、募集要項、カリキュラム等)を当振興会へ送付のうえ照会する 受講条件に合致していると判断された場合は、募集の際に案内状等への対象研修である旨の表示を可能とします(事前登録制)</p> |
| | <p>Q 研修への参加証明はどのようにすればよいか</p> |
| | <p>A 修了証、履修証明書の写しを添付して下さい。修了証が無い場合は、その他の方法(事業所の復命書等)の確認できる資料を添付して下さい 修了証等の様式については、任意の様式で構いませんが、受講者名、研修名、研修日時、実施機関の証明印等の記載が必要です</p> |
| ③ | <p>Q 日本ケアマネジメント学会以外の他団体が実施する研究大会等において「ケアマネジメントに関する研究内容」の演題発表を行った場合は該当するか</p> |
| | <p>A 該当しますが、個別にご相談下さい</p> |
| ④ | <p>Q 認定ケアマネジャーの証明は何を提出すればよいか</p> |
| | <p>A 有効期間内の認定ケアマネジャー認定証の写しを提出して下さい</p> |
| 個別要件に関する質問 | <p>⑤ Q 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有するものであり、都道府県が適当と認める者とは、どの様な者ですか</p> |
| | <p>A 「主任介護支援専門員更新研修受講要件について」の個別要件⑤を参照して下さい。 ・地域包括支援センターで主任介護支援専門員として従事している介護支援専門員で、個別要件の①～④に該当していなくて地域包括支援センターの業務運営に支障があつて市町村長の推薦がある者。</p> |
| 事例提出に関する質問 | <p>Q 主任介護支援専門員更新研修を受講する前に準備することがありますか</p> |
| | <p>A 研修受講前に自身の「介護支援専門員の指導・支援の実践事例」を提出する必要がありますので、指導をした際には記録を残しておくようにして下さい</p> |
| | <p>Q 3類型以上に関連した指導事例が無い場合はどうしたら良いか</p> |
| | <p>A 提出事例を増やして対応して下さい</p> |
| | <p>Q 事例(指導事例)の提出が必要になっていますが、現任でないと受講できませんか また、現任としての指導事例がないのですが、どうしたら良いですか</p> |
| | <p>A 現任でなくても、受講は可能です。 但し、指導事例の提出が出来なければ受講はできません。 また、研修の効果を考えると、現在も指導を継続している事例が望ましく、過去の事例においても継続して指導をした事例の提出をお願いします。</p> |
| 登録・更新等に関する質問 | <p>Q 主任介護支援専門員資格の有効期間は</p> |
| | <p>A 有効期間は主任介護支援専門員研修修了日から5年間です</p> |
| | <p>Q 主任介護支援専門員更新研修を受講しなかった場合どうなりますか</p> |
| | <p>A 主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が満了した場合は、主任としての資格喪失となります。 但し、介護支援専門員証の有効期間内であれば、介護支援専門員としての業務に従事することは可能です</p> |
| | <p>Q 主任介護支援専門員更新研修を受講すれば、介護支援専門員証の更新研修は受講しなくて良いか</p> |
| | <p>A 主任介護支援専門員更新研修を受講し、かつ修了すれば、通常の介護支援専門員更新研修は免除となります</p> |
| | <p>Q 主任介護支援専門員更新研修を修了した後に更新申請の手続きは必要ですか</p> |
| | <p>A 別途、更新の手続きが必要です(愛知県健康福祉部の高齢福祉課へ必要書類を提出:愛知県のホームページご参照) 主任介護支援専門員更新研修を修了しただけでは介護支援専門員証の更新手続きは免除とはなりません</p> |
| | <p>Q 主任介護支援専門員資格を更新しなかったのですが、再度主任介護支援専門員の資格を得るにはどうすれば良いですか</p> |
| | <p>A 主任介護支援専門員更新研修を受講せず、資格を喪失した場合は、再度主任介護支援専門員研修から受講する必要があります</p> |
| A 受講できません 介護支援専門員証の有効期間内に主任更新研修を修了できない場合は、先に通常の更新研修を受講していただき、介護支援専門員証の有効期間を更新した後、主任介護支援専門員更新研修を受講して下さい | <p>Q 主任介護支援専門員更新研修が修了する前に介護支援専門員証の有効期間が満了する場合、主任介護支援専門員更新研修を受講できますか</p> |
| | <p>Q 介護支援専門員証そのものをA4サイズに拡大する必要があるか</p> |
| | <p>A 介護支援専門員証そのものをA4サイズに拡大する必要はなく、多少大き目に拡大してA4サイズの台紙で送付下さい</p> |
| | <p>Q 添付書類は写しで良いか</p> |
| | <p>A 基本的に写しで結構です</p> |

| | | |
|------------|---|---|
| 添付書類に関する質問 | Q | 修了証や履修証明書が無い又は間に合わない場合はどうしたら良いか |
| | A | 研修参加報告書や出席者名簿等本人の参加が確認できる書類を提出して下さい |
| | Q | 「職能団体が開催する法定外の研修等」において、修了証明書の発行が無い場合は、どうしたら良いか |
| | A | 修了証明書等の発行がない場合は、受講したことがわかる個人名が記載された書類の写し等を提出して下さい 例えば、氏名、研修名、研修日時等が記された参加通知等です |
| | Q | 愛知県シルバーサービス振興会が実施した研修については、受講確認書類は必要ですか |
| | A | 愛知県シルバーサービス振興会が実施した研修についても、修了証明書を添付して下さい。 |
| | Q | ファシリテーターの経験を証明する様式Ⅰの研修実施機関の印は必ず必要か |
| | A | 極力押印をお願いしますが、やむを得ない場合で講師依頼書・案内状等で確認が可能であれば押印無くても結構です |
| | Q | やむを得ない理由により、研修の一部を受講できなかった場合は救済措置はあるでしょうか |

| | | |
|-----|---|--|
| その他 | A | 但し、やむを得ない理由により研修の一部を受講できなかった場合は、翌年度の主任介護支援専門員更新研修等で同等のカリキュラムを受講し、修了評価を受ければ、修了できます。 個別には、研修機関へ問合せ下さい。 |
| | Q | 主任介護支援専門員更新研修を受講しなかった場合、何か支障がありますか |
| | A | <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターで主任介護支援専門員としての業務ができなくなる ・居宅介護支援事業所で、特定事業所加算を請求されている事業所は、必ずその要件に「主任介護支援専門員研修修了者」を配置することになっているため、その届出者に該当される方は配置基準の対象者とみなされなくなる ・居宅事業所の管理者は主任であるべきという基準に抵触することになる(猶予期間あり) |